

2021年3月9日

一般社団法人日本医真菌学会
代議員各位

一般社団法人日本医真菌学会
理事長 澁谷 和俊

学会賞および奨励賞受賞候補者の推薦について

日本医真菌学会賞に関する規約、日本医真菌学会奨励賞に関する規約に基づき、学会賞および奨励賞候補者の推薦をご依頼申し上げます。

・締め切り：

2021年5月15日（火）必着

・書類送付先：

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

株式会社春恒社学会事業部内

日本医真菌学会理事長 澁谷和俊 宛

※レターパック等の配達記録が残るもので「学会賞推薦書類在中」または「奨励賞推薦書類在中」と明記の上お送りください。

日本医真菌学会賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会賞（The Award of the Japanese Society for Medical Mycology）とする。
2. 本賞は医真菌学領域において優秀な研究業績を挙げた本会会員に対して本会総会において授与し、受賞者は記念講演を行なう。
3. 本賞は賞状ならびに副賞より成る。副賞は記念碑を以ってこれに当てる。
4. 本賞は下記要領により選考される。
 - (1) 受賞業績の範囲は原則として本会の会誌または本会総会において発表された研究とする。
 - (2) 受賞業績は個人研究または共同研究のいずれでもよい。
 - (3) 受賞候補者の推薦者は、本会代議員とする。

- (4) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
- (5) 受賞業績は選考委員会において選考され、理事会において決定される。
- (6) 選考委員会は理事の互選により選出された委員5名を以って構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長は委員の互選によって決定される。委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

付 則

- (1) 本規約は1996年10月26日より施行する。
- (2) 本規約は2003年10月17日より施行する。
- (3) 本規約は2007年11月9日より施行する。
- (4) 本規約は2013年9月28日より施行する。
- (5) 推薦要領については別に定める。
- (6) 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会賞受賞候補者推薦要領

1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨(2,000字程度) 5部
- (2) 当該業績に関する主要な原著論文5編の別刷 5部
- (3) 業績目録(原著論文、総説、国際会議プロシーディング、著書など) 5部
- (4) 推薦状(推薦理由を掲載) 1部
- (5) 被推薦者の履歴(生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む) 5部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 書類提出締切日 厳守のこと

4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

日本医真菌学会奨励賞に関する規約

- 1. 名称は日本医真菌学会奨励賞(The Young Investigator Award of the Japanese Society for Medical Mycology)とする。
- 2. 本賞は医真菌学領域において、将来の発展を期待し得る研究業績を挙げた満50歳未満で会員歴5年以上の会員若干名に対して本会総会において授与するものとする。
- 3. 本賞は賞状および副賞からなる。
- 4. 受賞者は受賞対象業績の概要を会誌に発表するものとする。
- 5. 受賞者は下記要領によって選考される。

- (1) 選考委員会は理事の互選によって選出された委員長の理事1名、代議員の互選によって基礎領域および臨床領域から選出された各3名の代議員、計7名の委員をもって構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長の任期は2年とする。委員の任期は1年とし、重任を妨げないが、4回連続して選出されることはできない。また、選出された審査委員候補者に辞退の意向がある場合、これを理事会に訴えることができる。理事会は、これを審議し、当該候補者の辞退許諾を決定する。委員の選挙は原則として代議員総会開催時期に行う。
- (2) 受賞候補者の推薦者は本会代議員とする。
- (3) 選考において参考にされる業績は本会の会誌または関連領域の専門誌に発表された研究とする。
- (4) 業績は個人研究または共同研究のいずれでもよい。ただし主要論文は論文の筆頭者であるものを対象とする。
- (5) 選考委員と所属を同じくする受賞候補者の選考にあたっては、当該選考委員はその候補者についての選考に加わらないこととする。
- (6) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
- (7) 受賞者は選考委員会において選考され、理事会で決定され、本会総会の席上で本賞を授与される。

付 則

1. 本規約は1993年10月11日より施行する。
2. 本規約は2003年10月17日より施行する。
3. 本規約は2007年11月9日より施行する。
4. 本規約は2011年10月23日より施行する。
5. 本規約は2013年9月28日より施行する。
6. 推薦要領については別に定める。
7. 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会奨励賞候補者推薦要領

1. 提出書類

- (1) 当該業績ならびに関連業績の原著論文別刷および目録 各7部
- (2) 業績の題目および要旨(2,000字程度) 各7部
- (3) 推薦状(推薦理由記載) 1部
- (4) 被推薦者の学歴および研究歴 各7部

当該業績または他の業績に関して受賞したことがある場合は、その旨を研究歴の下に記載すること。

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日厳守のこと（締切日は毎年代議員に送付される公募通知に明示される）
4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。